

3-3. 法定相続分について



(1) 配偶者・子が相続人の場合

⇒ 各2分の1ずつ

(子が複数いるときは、その2分の1を子の数で割ったものが各子供の相続分となる。)

例) 相続人が配偶者と子供2人だった場合

配偶者 = 2分の1、子供 = 4分の1ずつ

(1) 配偶者・子が相続人の場合

